

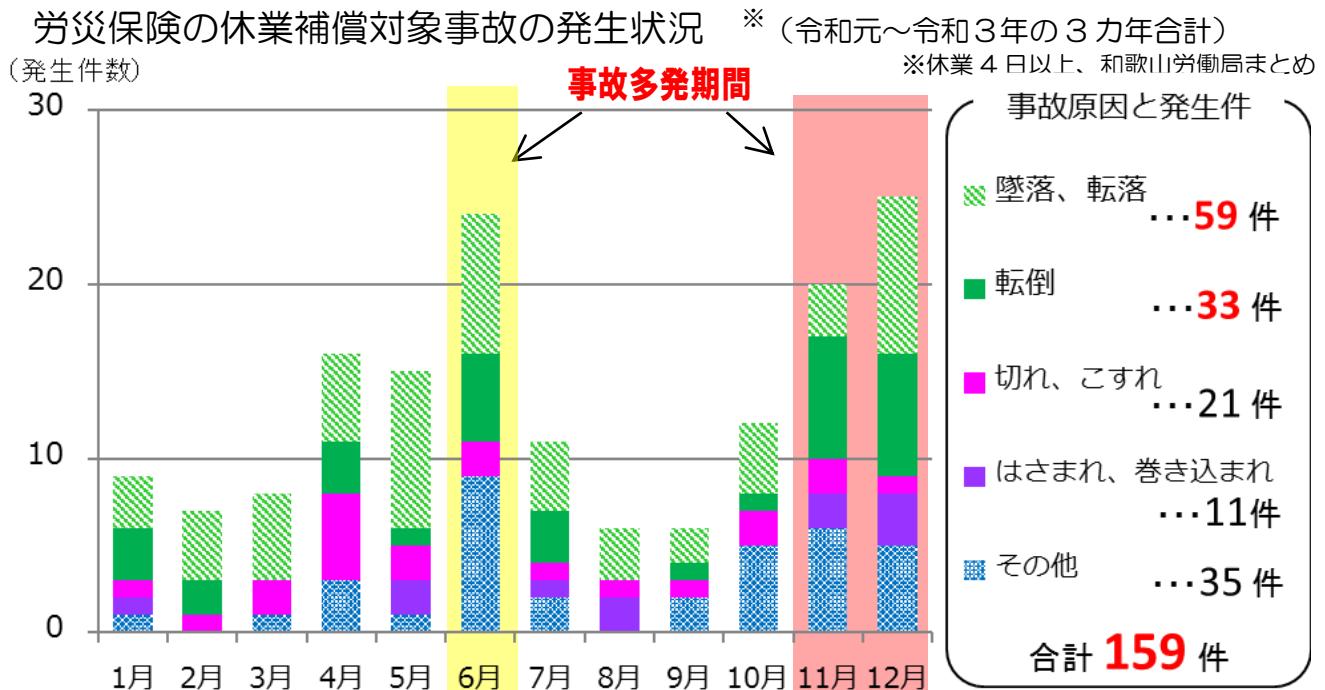
農業者の皆様へ

農作業を安全に！ 11月～12月は特に注意



日々、安全！のために
～その1～

ご存じですか？ 和歌山県内の農作業事故の実態



★ 県内の事故は増加傾向

県内の労災保険の休業補償対象農作業事故はR1(45件)、R2(53件)、R3(61件)で増加しています。

★ 約6割が収穫期に発生

6月(うめ)と、11～12月(みかん)で69件(43%)発生しています。特に、忙しい収穫時期は要注意です。

★ 事故原因は 『墜落・転落』と『転倒』

原因の約6割が、脚立・樹木・傾斜地などの墜落・転落や、作業中の転倒です。

死亡事故が 発生しています

昨年、伊都郡九度山町内で柿園を薬剤散布作業中の乗用型スピードスプレーヤ(SS)が横転・転倒し、2件の痛ましい死亡事故が発生しました

乗用農機の横転・転落は重大事故に繋がります！

園内道の事前点検と安全運転を心がけましょう



*スピードスプレーヤ(SS)とは、果樹園で走行しながら薬剤散布する乗用農機です

多様な視点で、安全確認！

日々、安全！のために
～その2～

主な事故実例と事故防止のポイント

疲れのたまりやすい農繁期は、ちょっとした『焦り』や『油断』が事故につながります。

次のことに注意して、農繁期を無事故で乗り切りましょう。

□作業計画はゆとりをもって

- ・疲れたら休憩。無理のない作業計画

□事前に準備と確認を

- ・障害物を取り除く、園内道の除草、危険箇所補修
- ・機械の点検・整備、安全装置確認

□作業は慎重に

- ・収穫時は必ず手袋を着用
- ・脚立使用は、足場を確認、チェーンをかける
- ・草刈り機使用は、ゴーグル着用、ゴミ取りはエンジンを切ってから
- ・乗用農機は、ゆっくり移動、周囲確認で安全運転

日々、安全！のために
～その3～

事故リスクに備えて、労災保険や共済への加入を

○労災保険特別加入制度

労災保険は、本来、労働者の業務又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者と業務の実情などが同様である場合、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については特別に任意加入を認めています。

農業者の場合、①特定農作業従事者②指定農業機械作業従事者③中小事業主等のいずれかに特別加入することができます。

【お問い合わせ先】和歌山労働局総務部労働保険徴収室適用係へ
TEL073-488-1102



○農作業機械の安全使用を徹底しましょう

「慣れ」や「気の緩み」は重大な事故を招きかねません。農業機械の使用には、取扱説明書や安全のしおりなどを十分にお読みいただき、適切な使用に努めてください。

【お問い合わせ先】最寄りのJA農機センターへ

○農作業中傷害共済

本人はもちろん親族や雇用した方が農作業中に死亡や負傷された時に共済金をお支払いします。

【お問い合わせ先】最寄りのJA窓口へ



(22309990154)

○農機具損害共済

不慮の事故（火災・盗難・衝突等）や自然災害（台風・洪水・地震等）に遭遇した場合、補償の対象になります。

【お問い合わせ先】最寄りの農業共済組合へ

